

# 測量業務特記仕様書 作成要領(案)について

国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

課長補佐 うえはら まさみつ  
上原 正光

## 1 はじめに

関東地方整備局では、測量業務特記仕様書作成要領(案)を作成し、各事務所に適切な対応を図るよう通知し、運用を始めました。従来、各事務所が独自に定めていたものを、今回、測量業務の品質確保を目的として、条件明示の明確化および業務の効率化を考慮し、記載例を示し、各事務所に周知しましたので、その概要を紹介します。

## 2 背景

近年、増加している低価格での入札への対策として、実施している建設コンサルタント業務等における低入札価格試行調査へ対応するため、測量業務で再委託をする場合の主たる部分の明確化および現地作業に入らないまま履行期限が迫り、履行不能届が提出された業務や発注者に届け出のない下請け業者の作業員が、作業中に誤って川に転落し、死亡した業務が生じている現状を踏まえ、特記仕様書で適切に条件明示を行う必要がありました。

## 3 概要

測量業務特記仕様書作成要領(案)は、総則を測量範囲、業務の着手、作業計画書、主任技術者、担当技術者、電子納品、打合せ等、成果品の検定、条件変更等、再委託など29の条項で構成し、総則以外の基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量、深浅測量、空中写真測量は、各測量の作業内容を記載しています。

総則での主な条項は、

- 1) 作業計画書の条項で、請負者は、契約締結後15日以内に作業計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならないとし、提出期限を明確に決めました。また、作業計画書へ記載すべき事項についても、従来、国土交通省公共測量作業規程第10条作業計画に基づき実施されていたものを特記仕様書に記載し、項目の明確化を図りました。
- 2) 打合せ等の条項では、測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容は書面に記録し、相互に確認しなければならないとし、業務の区切りについても、時期を明記し、打合せ回数  
の明確化を図りました。

3)再委託の条項では、これまで、測量調査等請負契約書第5条で、「業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と原則禁止としていますが、主たる部分の規定がなかったため、下記のとおり、再委託の取り扱いと主たる部分の明確化を図りました。

#### 第〇条 再委託

1. 契約書第5条(下請負の禁止)の業務の処理とは、業務等の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないことをいう。

2. 第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、請負者はこれを再委託することはできない。

(1)測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等

3. 請負者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

4. 請負者は、第2項及び第3項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

5. 請負者は、測量業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務の実施について適切に指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通省関東地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省関東地方整備局の指名停止期間中であってはならない。



#### 4 期待できる効果

1)作業計画書の提出期限を定めたことにより、業

務予定と比較して適切に業務の履行が図られているかを発注者、受注者双方が確認でき、現地作業に入らないで履行期限となるような事態は避けられ、適正な業務の履行が確保できます。

2)打合せの内容を書面で相互に確認することおよび業務の区切りの明確な条件明示により、発注者と受注者間での誤解やトラブルの発生を防止できます。

3)再委託の扱いと主たる部分を明確に規定することにより、発注者、受注者双方で再委託の可否の判断が容易となります。また、建設コンサルタント業務等における低入札価格試行調査への適切な対応が図られます。

以上、期待できる効果を三つ挙げましたが、明確な条件明示が徹底されることとなりますので、これまで以上に発注者と受注者間の対等性が確保されることとなります。



#### 5 事務所担当者への周知

測量業務の特記仕様書作成要領(案)は、各事務所に通知し、副所長の会議等でも周知していますが、業務をより円滑に進める上で、担当者へ周知が効果的と考え、各事務所の担当者を対象に説明会を開催し、業務の品質を確保するために、適切な条件明示がいかに大切であるかを周知しました。



#### 6 さいごに

本稿では、測量業務の特記仕様書作成要領(案)の一部を紹介しましたが、地質・土質調査の特記仕様書作成要領(案)についても、現在とりまとめ作業中であり、まとまり次第、各事務所に適切な対応を通知する予定にしています。

今後は、さらに適切な条件明示を図るよう心がけ、発注者と受注者の責任範囲を明確にするとともに個々の業務の品質を確保し、発注者としての責務を果たせるよう努めます。